

# 企業立地促進条例 のご案内

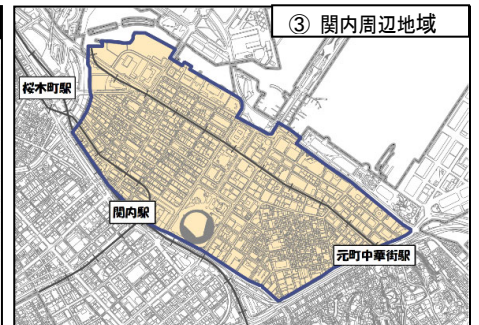
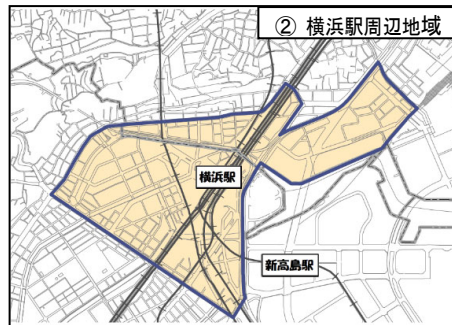
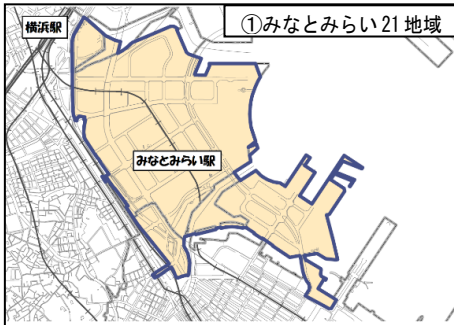
## (特定集客施設の建設 編)

横浜市では、「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（企業立地促進条例）」を制定し、特定の地域において一定の条件（事業内容、投下資本額等）を満たす事業計画を実施する方に対して助成金の交付を行っています。

**対象期間：2024年4月1日 から 2028年3月31日 まで**  
 （上記期間内に事業計画書を提出した方が対象となります。）

### 1 対象地域

①みなとみらい21地域、②横浜駅周辺地域、③関内周辺地域



### 2 対象施設

**ホテル及び観光・エンターテインメント施設（ミュージアム、劇場 等）**で次の要件を満たすもの  
 （※通常の店舗、ゲームセンター、映画館、スポーツ施設、多目的ホールなどは対象外）

【特定集客施設の要件】

ホテル	以下の全てを満たすこと。 1 客室の最低面積が 45 m <sup>2</sup> 以上 2 客室数が 100 室以上 3 スイートルームの設置 4 複数のレストラン、バンケットルーム、スパ、フィットネス施設、バーの設置 5 ホテル専用の車寄せの設置 6 バレーパーキング、コンシェルジュのサービス
観光・エンターテインメント施設	展示、観覧又は体験の用に供する部分の面積（※）が 3,000 m <sup>2</sup> 以上

（※）要件を確認する際は、観光・エンターテインメント施設に附随するレストラン、ミュージアムショップ、バックヤード、来館者専用駐車場等の面積を除きます。

### 3 支援内容

【助成金】投下資本額（固定資産の取得に要する費用）に下記の助成率を乗じた額を交付します。

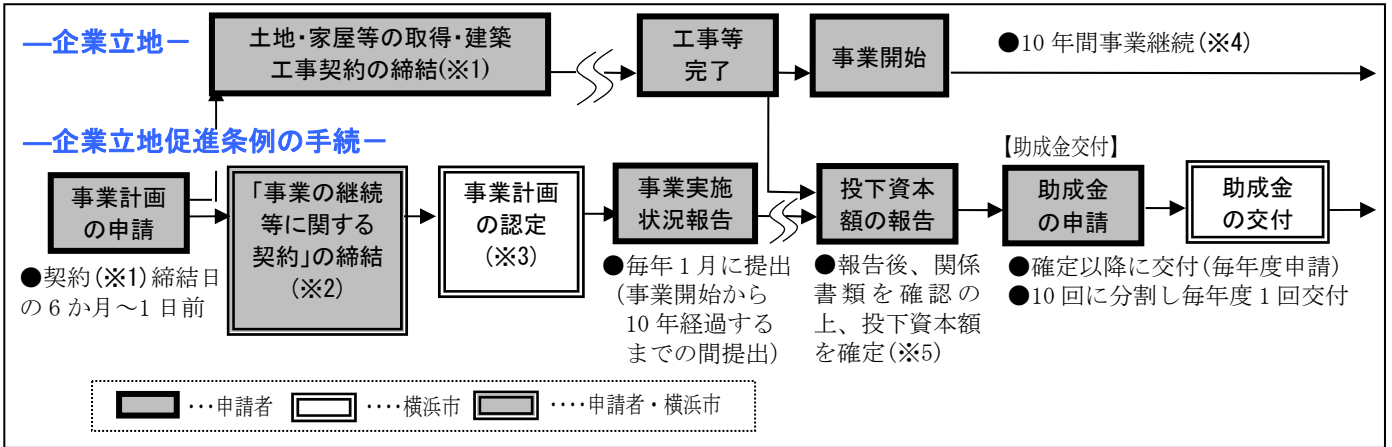
投下資本額		上限額	助成率
中小企業者	大企業者		
1 億円以上	30 億円以上	10 億円	5%

中小企業者：中小企業基本法に定める会社 大企業者：中小企業者以外の会社・特別目的会社・協同組合等

【市民雇用・市内発注助成】市民雇用や市内発注の実績に応じてさらに助成金が上乗せされます。

（詳細は「市民雇用・市内発注 編」のリーフレットをご覧ください。）

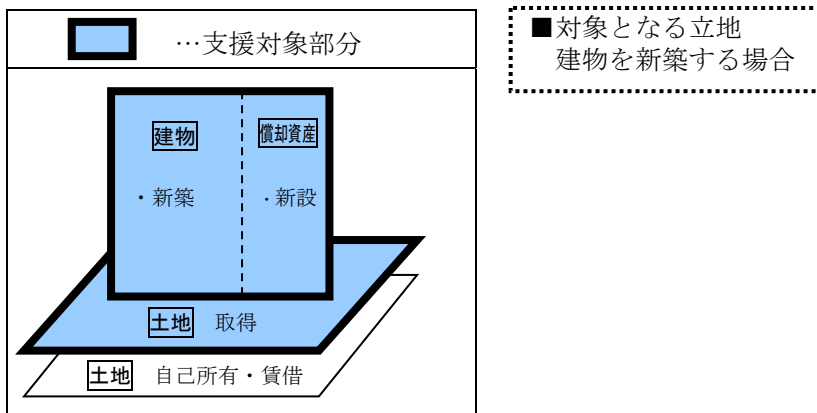
## 4 手続の流れ



- (※1) 土地・家屋等の取得・建築工事に係る **契約の1日前までに事業計画の申請が必要**です。
- (※2) 認定を受けるには、「認定事業計画に基づく企業立地等に係る事業の継続等に関する契約」の締結が必要です。
- (※3) 「事業の継続等に関する契約」を締結のうえ、事業実施による経済波及効果等を審査し、市経済の活性化に寄与すると認められる場合に認定します。
- (※4) 事業開始日から10年を経過する日までの間に、認定を受けた事業計画に基づく事業を廃止した場合等は、原則として、認定を取消し、助成金の返還を求めます。
- (※5) 確定した投下資本額が認定要件（中小企業者1億円、大企業者50億円）を下回った場合は、助成金を交付しません。

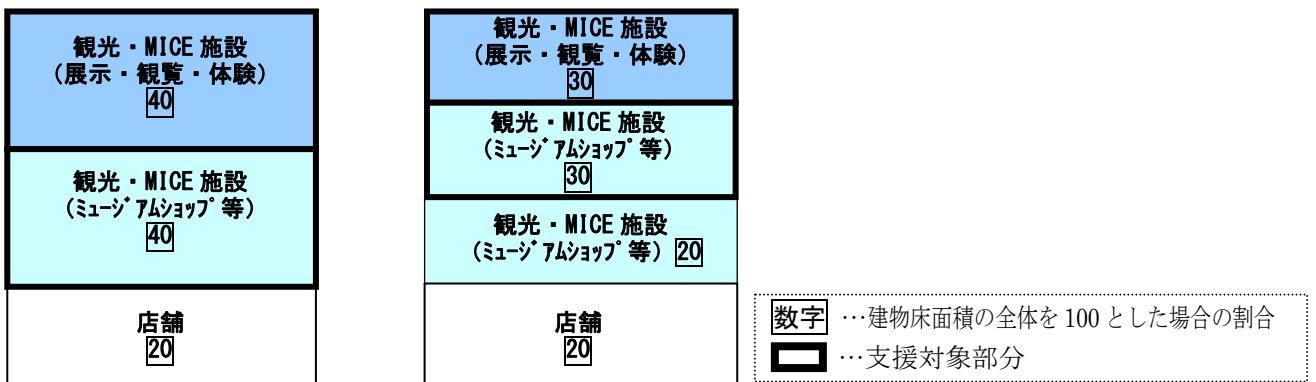
## 5 対象となる投下資本額

当制度の認定対象となる投下資本額は、**特定集客施設を設置するための**  
**固定資産（土地（民有地を除く）・家屋・償却資産）の取得に要する費用**です。



- ・ 認定の対象となる事業（特定集客施設）の用に供する部分とそれ以外の用に供する部分が混在する複合ビルについては、用途ごとの床面積で按分して、**特定集客施設の用に供する部分に係る投下資本額及び助成金額を算定**します。

### <対象範囲の考え方>



※レストラン、ミュージアムショップ、バックヤード、来館者専用駐車場などについては、展示・観覧・体験の用に供する面積と同じ床面積までが対象となります。

## ① 「特定集客施設」の対象範囲について

- 前記「2 対象施設」の要件を満たす**ホテル及び観光・エンターテイメント施設**が対象です。
- 観光・エンターテイメント施設とは、ミュージアム、劇場など、**展示、観覧又は体験**の用に供し、**横浜都心臨海部のにぎわいの向上に資する施設(※)**を指します。

(※) 利用者が楽しめると共に、その一部に、文化や歴史、自然、科学等の学習的要素を有する施設を指します。

- 通常の店舗、ゲームセンター、映画館、スポーツ施設、多目的ホール等は対象となりません。
- 要件を満たし、対象となった観光・エンターテイメント施設に附随するレストラン、ミュージアムショップ、バックヤード、来館者専用駐車場などは展示、観覧又は体験の用に供する部分の面積と同じ面積まで支援の対象とします。(「2 対象施設」の面積要件を判定する際は、これらの面積を除きます。)

## ② 「固定資産の取得に要する費用」について

固定資産とは、地方税法における土地、家屋及び償却資産をいい、固定資産の取得に要する費用は、家屋・償却資産については法人税法における建物及びその附属設備並びに機械及び装置の取得価額に限られます。※「償却資産の対象範囲」をご覧ください

また、土地については対象となるのは、国および地方公共団体が所有するものを取得する場合に限り  
ます。

### <償却資産の対象範囲>

償却資産については、その種類（地方税法第383条に規定する償却資産の種類）が「構築物」又は「機械及び装置」に区分されるもののうち、次の表に該当するものが対象となります。

※外構設備（門・塀、路面舗装、緑化設備等）、車両、工具、器具・備品等は対象になりません

種類	内容
構築物（建物附属設備）	◇家屋の所有者又は賃借人等が施工した「家屋に付随する設備（建物附属設備）」のうち次に掲げるもの（門、塀、独立した外灯、路面舗装、緑化設備、立体駐車設備その他家屋と構造上一体でない構築物、又は広告塔その他家屋の効用を高めるものでない構築物を除く） 電気設備（受変電設備を含む。）、ガス設備、給水・排水設備、冷暖房設備及び生産事業（生産、加工、修理等）の工程上必要な設備（工場における動力用配線設備、製品の洗浄用・冷却用の給排水設備、加熱用のガス設備等）その他家屋に付随する設備
機械及び装置	◇製造設備、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、その他各種産業用機械及び装置等、駐車場機械装置等（ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備を除く）

### <投下資本額から控除される（対象に含まれない）費用の例>

- 消費税額及び地方消費税額
- 国、他の地方公共団体等の補助金、奨励金その他これらに類するもの（以下「国等の補助金」といいます。）の交付の対象となった固定資産の取得に要する費用（国が交付するもののうち脱炭素社会の実現に資するものとして市長が定めるもの及び神奈川県が企業立地等の促進を目的として交付するものを除く）  
(補助金、奨励金、その他これらに類するものには、委託料、負担金等も含まれます。)
- 国等の補助金のうち、脱炭素社会の実現に資するものとして市長が定めるものの交付対象となる固定資産が、企業立地等事業計画により取得する固定資産と同一である場合における、当該補助金等の額
- 既に当条例による市税の特例措置又は助成金の交付の対象となった固定資産の取得に要する費用
- 当条例の施行日（R6.4.1）以降において所有していたことのある固定資産の取得に要する費用
- 同一企業グループ内の企業との間の取引により取得した土地又は家屋の取得に要する費用
- 共有の固定資産の取得に要する費用 ※ただし、区分所有法の対象となる建物（専有部分と分離して処分を行わない共用部分を含む）及び区分所有法に基づき敷地利用権を設定した土地は対象
- 申請日以前に契約した固定資産の取得又は改修に要する費用

## 6 その他

◇このリーフレットでご案内している特定集客施設の建設のほか、特定再生型賃貸ビルの中で観光・MICE施設を賃貸するときも、支援措置の対象となる場合があります。

※詳しくは、「特定再生型賃貸ビルの建設 編」のリーフレットをご覧ください。

- ◇自社で事業所の建設・取得をする場合は、「事業所の建設・取得 編」のリーフレットをご覧ください。
- ◇認定を受けるには、「認定事業計画に基づく企業立地等に係る事業の継続等に関する契約（以下「事業の継続等に関する契約」といいます。）」の締結が必要です。「事業の継続等に関する契約」とは、事業開始日から10年の間の認定を受けた事業計画に基づく事業（以下「認定事業」といいます。）の継続や、認定事業を継続できなかった場合の違約金等を定めた契約です。
- ◇認定事業が行われていない場合や認定事業を廃止した場合は、原則として、認定を取り消します。

#### <お問い合わせ先>

横浜市 経済局 企業投資促進課 Tel : 045-671-2594

